- 2-1 配置、設置に関わる基準
- 2-1-1 配置、設置位置
- 2-1-2 掲出高さ
- 2-2 本体に関わる基準
  - 2-2-1 形態、素材、色彩
- 2-3 表示に関わる基準
  - 2-3-1 書体
  - 2-3-2 文字サイズ
  - 2-3-3 色彩
  - 2-3-4 案内地図の表示ルール
  - 2-3-5 案内地図の掲載範囲
  - 2-3-6 掲載基準
  - 2-3-7 口ゴ表記
- 2-4 言語表記等基準
- 2-4-1 多言語表記基準
- 2-4-2 日本語の表記
- 2-4-3 英語の表記
- 2-4-4 中国語の表記
- 2-4-5 韓国語の表記
- 2-4-6 ピクトグラム表記基準



# 2-1 配置、設置に関わる基準

# 2-1-1 配置、設置位置

標識の設置位置は、道路状況(歩道幅員や 交差点の形状、他のストリートファニチャー との位置関係等)や設置環境(周辺の建物等 との関係)によって、安全性、視認性、位置 関係に配慮し、最適な設置位置を設定する。

また、昼間だけではなく夜間利用も考慮し 設置位置を決定する。

#### (1) 設置場所毎の留意点

#### 駅周辺等の人通りの多い場所

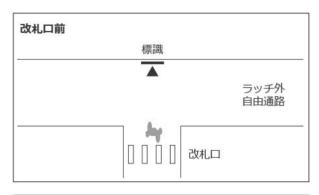
通行の支障にならないことを前提に、見つ けやすい位置に設置する。

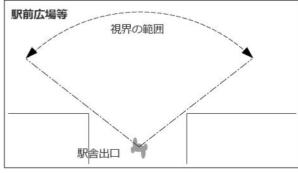
特に駅周辺では、歩行者の滞留が発生する ことが予想されるため、滞留スペースを確保 できる場所とする。

# 交差点

通行の支障にならないように配慮しつつ、可能な限り交差点(分岐点)に近い場所に設置する。ただし、交差点から5m以内には設置しない。

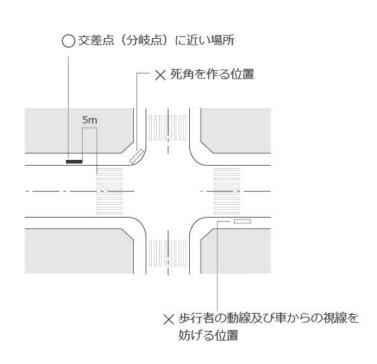
#### ■ 駅周辺に設置する場合





見つけやすい位置に設置する

#### ■ 交差点に設置する場合



2-1 配置、設置に関わる基準

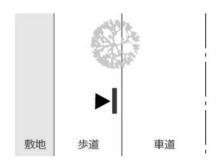
# 道路上

歩車道境界寄りと敷地境界寄りの2通りの設置が考えられる。

基本的には、歩道のある広幅員道路の場合は、歩車道境界寄りに設置し、歩道のない道路では敷地境界寄りに設置する。

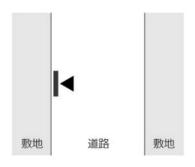
街路樹や植栽帯、交通標識等との関係に留 意し、視認性を損なわないよう配置する。

#### ■ 歩道のある広幅員道路の場合



歩道上の歩車道境界寄りに設置 表示の向きは、道路に平行とする

# ■ 歩道のない道路の場合



道路の敷地境界寄りに設置 表示の向きは、道路に平行とする

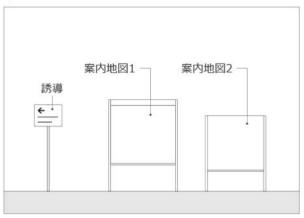
# (2) 標識の集約について

標識は、その用途・目的や場所によって設置主体が異なるため、同じ場所に標識が過度に集中して、お互いの設置効果を弱めるような設置がなされている場合がある。

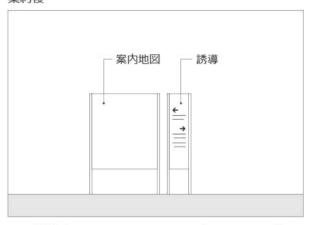
情報が重複する標識が存在する場合は、過剰な標識を撤去するなどして景観に配慮を行う。また、複数の標識が近接して景観を損ねている場合には、一つの設置物にまとめる。

#### ■ 標識集約の方法 (一例)

#### 集約前



#### 集約後



「国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針」 を元に作成

2-1 配置、設置に関わる基準

# 2-1-2 掲出高さ

# (1) 案内地図の表示高さ

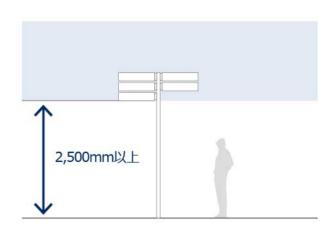
案内地図のように歩道空間上に張り出さない場合は、車いす利用者と立位の利用者の双方が見やすいよう、地図面の中心高さを1,250mm程度とする。



「国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針」 を元に作成

#### (2) 誘導標識の掲出高さ

矢羽根型の誘導標識のように歩道空間上に 張り出す場合は、下端を路面より2,500mm 以上(歩道の建築限界)確保する。



「国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針」 を元に作成

# 2-2 本体に関わる基準 2-2-1 形態、素材、色彩

標識は、地域の良好な景観を確保する観点から、周囲の街並みと調和したシンプルなデザインとする。

#### (1) 形態

景観と調和するシンプルなデザインとし、 水平垂直の形状を基本とする。

#### (2) 素材

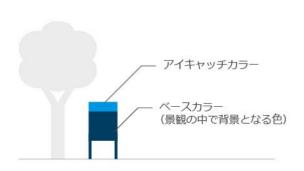
屋外で年月が経過しても、錆びにくい等、 素材の美しさを保つことができるものを推奨 する。

必要に応じて、落書き・張り紙防止機能の 素材を用いる。

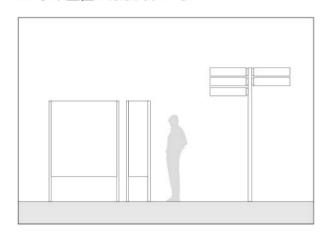
#### (3) 色彩

標識としての視認性・誘目性を損なわない 範囲で、周辺に突出した印象を与えないよ う、ベースカラーは低彩度、低明度の色彩を 選定する。

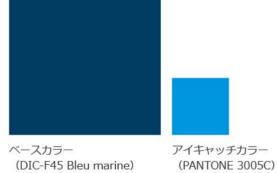
標識を見つけやすくするのため、高彩度色を使用する場合は、アイキャッチ等での小面積での利用とする。

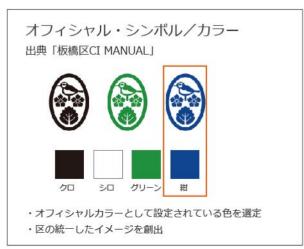


#### ■ 水平垂直の形状イメージ



#### ■ 参考色





2-3 表示に関わる基準

# 2-3 表示に関わる基準

#### 2-3-1 書体

標識は、統一した**書**体を使用することが望ましい。

基本書体は、視認性・可読性に優れ、高齢者や弱視者にも判別しやすい角ゴシック体とするが、歴史解説板のように個性を表現したい場合には明朝体を選定する。

3章デザイン編でデザイン(姿図)まで規定する標識の書体は、視認性・可読性に優れ、日本語・英語の文字組も容易な「たづがねゴシック」「Frutiger」とし、中国語、韓国語は、上記に合う書体を選定する。

# ■ 基本書体 (角ゴシック体)

書体例 出口案内 出口案内 出口案内 出口案内 出口案内 **Express** 出口案内 Express **Express Express Express Express Express** Express Express

■ 個性を表現したい場合 (明朝体)

書体例

出口案内 板橋区役所

(TP明朝)

Express
Itabashi City Office
(Sabon)

■ 3章デザイン編で規定している書体

出口案内 板橋区役所 あいうえおアイウエオ

(たづがねゴシック)

Express
Itabashi City Office
abcdefg 0123456789

(Frutiger)

板桥区政府机关

(Hiragino Sans GB)

이타바시구관청

(FOTK-YD Gothic)

# 2-3-2 文字サイズ

### (1) 視認距離に応じた文字サイズ

高齢者及び弱視者の方等、誰にでも判読し やすいように、視認距離に応じた文字サイズ 設定を行う。文字サイズとは、文字の高さの ことを示す。各視認距離に応じた和文文字サ イズ以上を確保することが望ましい。

また、複数の言語を併記する際の読みやす さを考慮し、和文高さ1に対して、英文等の高 さを0.5の比率とすることを原則とする。

標識面積が小さい場合や特に強調したい文字がある場合などは、状況に応じて柔軟に判断する。

# ■ 視認距離と文字サイズ設定

視認距離	和文文字サイズ				
1m	9mm 以上				
5m	20mm 以上				
10m	40mm 以上				
20m	80mm 以上				
30m	120mm 以上				
40m	160mm 以上				

「国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針」 を元に作成

#### ■ 文字サイズ比率

¹ 【板橋区 ⁰.5 【Itabashi City

和文高さ1に対して、英文等高さ0.5

2-3 表示に関わる基準

#### (2) 案内地図の文字サイズ

案内地図に用いる文字サイズは、1mの距離から視認できる数値とし、和文9mm、英文4.5mm以上を基本とする。案内地図は情報量が多いため、情報の優先順位を設定し文字サイズの調整を行う。

また、表示の状況によりやむを得ない場合は、最小文字サイズ和文5mm、英文2.5mmとする。

#### ■ 周辺案内地図の場合

	和文	英文	情報内容
特大サイズ	15mm	7.5mm	区名
大サイズ	12mm	6mm	駅名
中サイズ	9mm	4.5mm	施設、町丁名称
小サイズ	7mm	3.5mm	通り、高速道路名称

<sup>※</sup>上記の各設定サイズ以上を確保することが望ましい

### ■ 広域案内地図の場合

	和文	英文	情報内容		
大サイズ	9mm	4.5mm	駅名		
中サイズ	7mm	3.5mm	見どころ		
小サイズ	5mm	2.5mm	施設、住所等		

<sup>※</sup>上記の各設定サイズ以上を確保することが望ましい

#### (3) 誘導情報の文字サイズ

誘導情報は、遠方からの視認性を考慮し、 文字サイズ設定を行う。

3章デザイン編でデザイン(姿図)まで規定する標識では、設置状況に応じて板型と矢羽根型の2タイプを設定しており各タイプ毎の文字サイズ設定を行う。

板型の場合は、和文28mm、英文14mm (視認距離7mに相当) とする。矢羽根型の場 合は、和文50mm、英文25mm(視認距離 12.5mに相当) を基本とする。

#### ■ 誘導情報の場合

	和文	英文	
板型	28mm	14mm	
矢羽根型	50mm	25mm	

<sup>※</sup>上記の各設定サイズ以上を確保することが望ましい

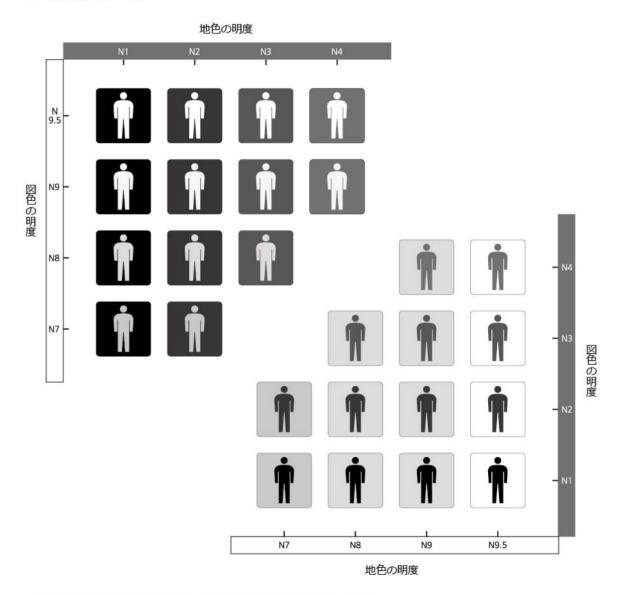
# 2-3-3 色彩

# (1) 明度差の基準

標識に使用する色彩は、視認性を確保する ためベース色と文字色のコントラストが重要 であり、明度差を確保した配色とする。

下図に示すように明度差スケールで5段階以上の明度差をつける必要がある。

#### ■ 明度差スケール



「国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針」を元に作成 図内は、全て明度差スケール5段階以上確保された組合せである(日本工業規 Z8721に定めるマンセル表色系による)

2-3 表示に関わる基準

#### (2) 色の組み合わせの基準

高齢者及び色弱者の方等に配慮して、見分けにくい色の組み合わせや、彩度の低い色同士、鮮やかな蛍光色同士の組み合わせを避けるなど、カラーユニバーサルデザインに配慮する。

- 見分けにくい色の組み合わせ例
- ・黒色と青色



板橋区

・黒色と赤色

板橋区

板橋区

赤色と緑色

板橋区

板橋区

■ 彩度の低い色同士の組み合わせ

板橋区

板橋区

板橋区

板橋区

■ 蛍光色同士の組み合わせ

板橋区

板橋区

板橋区

板橋区

# 2-3-4 案内地図の表示ルール

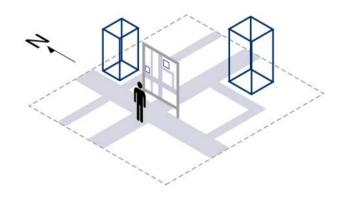
歩行圏などの狭い範囲を示す案内地図など については、利用者が地図を見て方向をイメ ージしやすいように、標識に向かって前方を 上とする。

板橋区全域の地図のように、区の形態や周 囲との位置関係が定型的に把握されている場 合は、北を上とした地図とする。

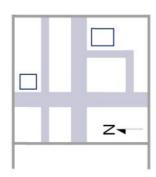
# ■ 案内地図の表示方向

# 歩行圏などの狭い範囲を示す場合 (広域案内地図/周辺案内地図)

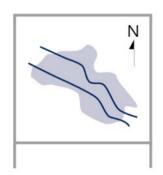
#### 板橋区全域を示す場合







標識に向かって前方を上



北が上

2-3 表示に関わる基準

# 2-3-5 案内地図の掲載範囲

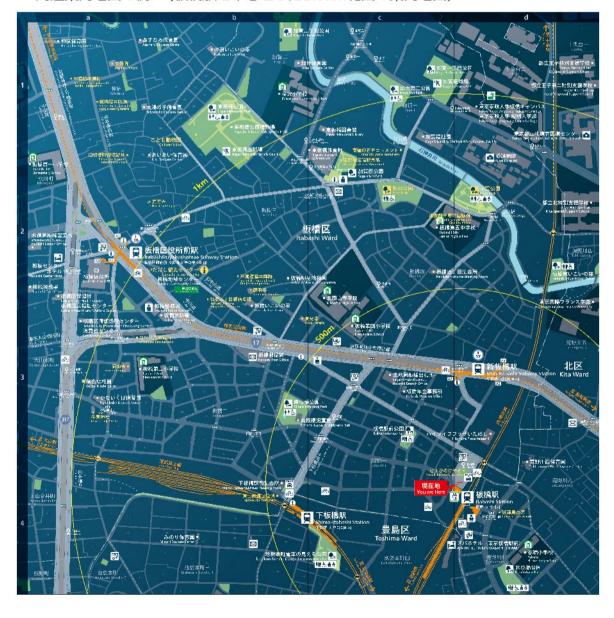
周辺案内地図は、徒歩で移動可能な1km四方を基本とする。板橋区の場合、駅から離れた施設も多く、周辺案内地図は1.5km四方を掲載範囲とする。

広域案内地図は、目的に応じて板橋区全域や エリア全域などの範囲を設定する。 ■ 周辺案内地図の表示範囲

表示範囲:1.5km四方

表示寸法: 1,000mm×1,000mm 方位: 標識に向かって前方を上とする

■ 周辺案内地図の例 (板橋駅を中心とした1.5km範囲の案内地図)



# 2-3-6 掲載基準

# (1) 周辺案内地図の掲載基準

#### ■ ベース図

区分	地図に表示する一般的な情報	ベース マップ	ピクト グラム	名称	考え方
地形・地盤	山、湾、島、半島、河川、湖、池、 堀、港、ふ頭、運河、桟橋	0	-	0	
道路	高速道路	0	=	0	
	国道	0	V	0	通称名が指定されているものは名称を表記
	都道	0	317	0	
	区市町村道	0	_	0	取捨選択の上通称名を表記
道路施設	歩道	0	_	-	
	歩行者専用道路等	0	==	7 <u>-4</u> -	
	踏切	0	<b>\(\oplus\)</b>	5000	
-	歩道橋・ペデストリアンデッキ	0	<u> </u>		構造物に枠線を付けて表示 階段部は「目」を表示
	信号交差点		æ	0	HANNE HI COM
	横断歩道	0	_	_	
	インターチェンジ、橋、トンネル等	0		0	
	階段部、地下横断歩道	0	_	_	階段部は「目」を表示
交通施設	鉄軌道路線	0	_	3 <del></del>	高架の場合は高架上の軌道面を着色
					トンネル部分及び地下部分は破線にて表示
	鉄軌道駅	0	<b>9</b> ×1	0	線路名及び駅名を表示
	駅出口	-	-	0	出口部分に出口名称/番号を表示
	バス路線	-		_	900
	バス停留所	: <del>-</del> :	2	0	
	バスターミナル	1 1	-	_	
	タクシーのりば	20-0	TAXI	-	
	旅客船ターミナル(船着場)	0	*	0	
	航空旅客ターミナル	0	+	0	
	駐車場	1	_	1000	
	駐輪場	_	<i>6</i> %	_	
境界線・地名	境界線(市、区、町、街区)	0	_	0	国土地理院の基準に基づき各種破線表示
	地名表示(町名、丁、番地)		_	0	
その他	現在地	0	<b>T</b>	0	

- ※1 鉄道会社で駅ナンバリングを作成している場合は、鉄道駅ピクトと併記する
- ※ 他区の情報についても、上記基準を適用する
- ※「地図に表示する一般的な情報」は、東京都の「国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針」 に合わせた表記としている

#### 2-3 表示に関わる基準

# ■ 施設

区分	地図に表示する一般的な情報		ベース マップ	ピクト グラム	名称	考え方
案内所	案内所		0	(i)	0	
	観光案内サイン	( 行動起点・案内拠点標識 )	500	(i)		
公共施設/	官公庁(区役所、	0	0	0		
公的施設	警察署	0	è	0		
	交番	<u> </u>	è	_	ピクトグラムのみ表示	
	郵便局	集配機能あり	0	×	0	ピクトグラムと名称を表示
		その他	0	×	-	ピクトグラムのみ表示
	消防署	消防署	0		0	
		出張所	0		0	
	国または公共	窓口がある施設	0		0	
	地方出先機関	窓口がない施設	-	_	-	
	教育施設	学校	0		0	
		幼稚園・保育園	0	•	0	保育園は区立のみ表示
		児童館	0		0	
	図書館	図書館	0		0	
		教育館・文学館など	0		0	
	その他公共施設	地域センター	0	•	0	
		会館など区立施設	0	-	0	
医療施設	病院		0	۵	0	公立病院、大学病院、東京都指定二次救急医療機関 等
	保健所		0		0	
	福祉施設など		0		0	区立の施設、大規模なもの
文化施設•	美術館・博物館		0	m	0	
スポーツ 施設	劇場・文化会館		0	•	0	
<b>ル</b> 酸	運動場、体育館、プール等		0	* 5 5	0	
宿泊施設	ホテル・旅館		0		0	部屋数の多い施設、ランドマークとなる施設
商業施設	大規模商業施設	大規模商業施設	0	â	0	利用者の多い施設、ランドマークとなる施設
等		商店街	0	-	0	代表的なもの
	大規模オフィス	ビル	0		0	利用者の多い施設、ランドマークとなる施設
	コンビニエンス	ストア	_	_	-	
観光施設	大規模な公園、網	緑地	0	<b>P</b> <sub>ett</sub>	0	「観光いたばしガイドマップ」に掲載されている施設
	小規模な公園		0	_	_	
	神社、仏閣、教:	会等	0	-	0	「観光いたばしガイドマップ」に掲載されている施設
	史跡、旧跡、歴	史的建造物	0		0	
	観光施設		0	•	0	

- ※ ピクトグラム欄の「 」アイキャッチャーは、該当するピクトグラムがない施設に表示
- ※ 他区の情報についても、上記基準を適用する
- ※「地図に表示する一般的な情報」は、東京都の「国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針」 に合わせた表記としている

区分	地図に表示する一般的な情報		ベース マップ	ピクト グラム	名称	考え方	
その他	銀行・信用金	庫	2-1	S.	_		
	海外発行力一	ド対応 ATM	87-8	_			
	お手洗い/ト	イレ	-	ψİÈ	_		
	避難場所	避難場所		<u> </u>	0		
		避難所		A	200		
		一時滞在施設		_	0	施設名称の後ろに「一時滞在施設」と記載	使用時間に制限
バリア	エレベーター	エレベーター、エスカレーターなど		<b>#</b>	-	バリアフリー施設を表示する	のある場合
フリー施設	車いす等に対応した公衆トイレ		_	111 6.	-	トイレ+障がい者用設備又は子育て支援設備 のピクトを表示する	「使用時間制限 有」と表示する
	バリアフリー	経路	12	_	<u></u>		

<sup>※</sup> 他区の情報についても、上記基準を適用する

<sup>※「</sup>地図に表示する一般的な情報」は、東京都の「国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針」 に合わせた表記としている

#### 2-3 表示に関わる基準

# (2) 広域案内地図の掲載基準

# ■ ベース図

区分	地図に表示する一般的な情報	ベース図	名称・ピクト
地形・地盤	山、湾、島、半島、河川、湖、池、 堀、港、ふ頭、運河、桟橋	0	_
道路	高速道路	0	0
	国道	0	0
	都道	0	0
	区市町村道	0	-
道路施設	歩道	0-	-
	歩行者専用道路等	0	_
	踏切	1	-
	歩道橋・ペデストリアンデッキ	1-1-1	<u>==</u>
	信号交差点	)-	-
	横断歩道	0 <del>-</del> 8	-
	インターチェンジ、橋、トンネル等	0	_
	階段部、地下横断歩道	57 <del>-3</del> 8	-
交通施設	鉄軌道路線	0	0
	鉄軌道駅	0	0
	駅出口	V-2	
	バス路線 (コミュニティバス)	0	0
	バス停留所 (コミュニティバス)	17 <del>-3</del> 0	=
	バスターミナル	-	0
	タクシーのりば	1	-
	旅客船ターミナル (船着場)	0	0
	航空旅客ターミナル	0	0
	駐車場	0-0	
	駐輪場	7-	_
境界線・地名	境界線(市、区、町、街区)	0	-
	地名表示(町名、丁、番地)	-	0
その他	現在地	22-2	0

板橋区発行いたばしまちあるきマップ内、 「みどころ」施設を掲載。

# ■ 施設

区分	地図に表示する一	般的な情報	名称・ピクト
案内所	案内所		0
	観光案内サイン		-
公共施設/	官公庁(区役所、	支所、事務所)	0
公的施設	警察署		0
	交番		<u> </u>
	郵便局		-
	消防署		0
	国または公共	窓口がある施設	0
	地方出先機関	窓口がない施設	5 <del></del>
	教育施設	7	-
	図書館		0
	その他公共施設	地域センター	
		会館など区立施設	<del>-</del>
医療施設	病院	0	
	保健所	0	
	福祉施設など		<del></del>
文化施設/	美術館・博物館	0	
スポーツ施設	劇場・文化会館	0	
	運動場、体育館、	プール等	0
宿泊施設	ホテル・旅館		_
商業施設	大規模商業施設	大規模商業施設	
等		商店街	<u> </u>
	大規模オフィスと	<b>ごル</b>	) <del>==</del>
	コンビニエンスス	ストア	
観光施設	大規模な公園、総	录地	0
	小規模な公園		-
	神社、仏閣、教会	会等	0
	史跡、旧跡、歴史	0	
	観光施設		0
その他	銀行・信用金庫		_
	海外発行カード対	=	
	お手洗い/トイレ	,	
	避難場所		-
バリアフリー	エレベーター、コ	ニスカレーターなど	<u></u>
施設	車いす等に対応し	た公衆トイレ	, <u> </u>
	バリアフリー経路	8	V <del>oc</del>

<sup>※「</sup>地図に表示する一般的な情報」は、東京都の「国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針」 に合わせた表記としている

# (3) 誘導情報の掲載基準

■ 誘導対象施設の4分類と表示方針

#### 分類 A (行動起点、案内拠点となる施設)

常に表示する

#### 分類 B (広域からの利用が見込まれる施設)

- 原則は常に表示する
- ・ただし全てを表示できない場合は選別を行う

#### 分類 C (周辺住民の利用が見込まれる施設)

- ・原則は表示しない
- ・ただし既存標識に掲載があるなどの理由により個別に表示を行う場合がある

#### 分類 D (分類 A~C 以外の施設)

※観光案内との調整の上で決定する

区分		分類	ピクト	内訳				
交通施設	鉄軌道駅	А	0	・JR 埼京線、東武東上線、都営三田線、東京メトロ有楽町線・副都心線、西武有楽町線の全 24 駅				
	水上バス発着所	Α	0	・水上バス小豆沢発着所				
案内所	案内所	Α	0	・いたばし観光センター				
公共施設/ 公的施設	官公庁	Α	<u> </u>	<ul><li>・区役所、赤塚支所、情報処理センター</li><li>・区民事務所 全6か所</li><li>※土木事務所、福祉事務所等は除く</li></ul>				
	警察署	В	0	・板橋警察署、高島平警察署、志村警察署 ※安全センター、交番は除く				
	消防署	В	-	・板橋消防署、志村消防署 ※出張所は除く				
	郵便局	В	0	・板橋郵便局、板橋北郵便局、板橋西郵便局 ※集配機能のない局は除く				
	国または都出先機関	В	_	<ul><li>・法務局板橋出張所、板橋公証役場</li><li>・板橋税務署、板橋都税事務所</li><li>・板橋年金事務所</li></ul>				
	教育施設	С	-	・児童館、保育園、幼稚園、小学校、中学校				
	図書館	В	-	・中央図書館など、区立図書館 全11館				
	その他公共施設	В	<u> </u>	・ハイライフブラザ、企業活性化センター、エコポリスセンター、まなぽーと大原、 まなぽーと成増、グリーンカレッジホール、リサイクルブラザ、地域センター、地域センターホール				
		С	1000	・集会所				
医療施設	病院	В	0	<ul><li>特定機能病院、地域医療支援病院、災害拠点病院 全4病院 (帝京大学医学部附属病院、日本大学医学部附属板橋病院、財団法人東京都保健医療公社豊島病院、 東京都健康長寿医療センター)</li></ul>				
	保健所	В	-	・保健所、健康福祉センター 全5か所				
福祉施設	福祉施設など	В	_	<ul><li>・ふれあい館 全5か所</li><li>・障がい者福祉センター、おとしより保健福祉センター、子ども家庭支援センター</li></ul>				
		С	-	<ul> <li>・おとしより相談センター(地域包括支援センター) 全18か所、いこいの家 全14か所</li> <li>・福祉園等</li> </ul>				

# 2-3 表示に関わる基準

区分		分類	ピクト	内訳				
文化施設/スポーツ施設	美術館・博物館	В	2-3	<ul><li>・区立美術館、郷土資料館、教育科学館、郷土芸能伝承館、植村冒険館、板橋区公文書館、 成増アートギャラリー、熱帯環境植物園</li></ul>				
	劇場・文化会館	В	-	・区立文化会館、グリーンホール				
	運動場、体育館・プールなど	В		・小豆沢体育館、赤塚体育館、東板橋体育館、上板橋体育館、高島平温水プール     ・荒川戸田橋陸上競技場、荒川戸田橋野球場、荒川戸田橋サッカー場、高島平少年サッカー場、浮間舟渡フットサルパーク     ※施設利用管理システムを利用できる体育館を対象とする     ※体育施設が公園内にある場合は、公園名を誘導する     (小豆沢公園内の野球場、庭球場、相撲場、武道場、和弓場)     (徳丸ヶ原公園内の野球場、庭球場)     (東板橋公園内の運動場、庭球場)     (加賀一丁目公園の庭球場)     (城北公園の野球場)     (統北公園の野球場)     (新河岸三丁目公園の陸上競技場、庭球場)				
観光施設	大規模な公園	В	0	<ul> <li>・都立公園 全3か所(赤塚公園、浮間公園、城北中央公園)</li> <li>・体育施設を含む公園(小豆沢公園、徳丸ヶ原公園、東板橋公園、加賀一丁目公園、新河岸三丁目公園、城北公園)</li> <li>・その他、特色のある公園((仮称)板橋区史跡公園、こども動物園、赤塚植物園、水車公園、板橋区平和公園、見次公園、薬師の泉庭園、赤塚溜池公園)</li> </ul>				
	小規模な公園	С	0	・上記以外の公園				
	観光施設	D	. <del>. −</del>	・板橋十景、史跡等 ※「東京大仏」及び、「旧粕谷家住宅」のみ対象 ・観光スポット(板橋区 HP より)				

# 2-3-7 ロゴ表記

所有者・管理者情報を提示するため、標識 の右下に「漢字ロゴ」表記を行う。

記載位置を統一することで、様々な形状や表記の標識に統一感を持たせることができる。

加えて、管理部署や連絡先などを表記する必要がある場合には、併せて右下に記載を行う。

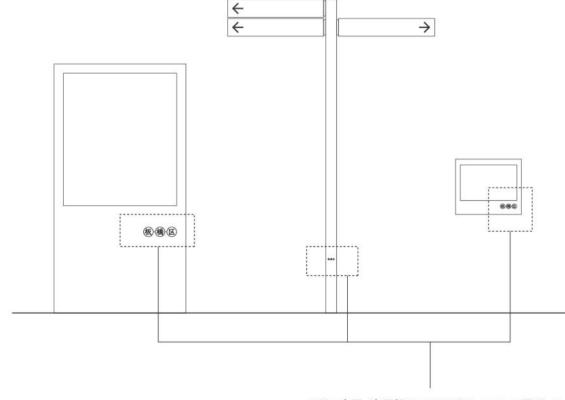
ロゴ表記は、緊急性を要する仮設の標識設置についても、可能な限り対応していくことが望ましい。

# ■ 漢字ロゴ



#### ■ 掲載位置

標識の右下に表示



標識の右下(矢羽根型の誘導標識については下部)に 漢字ロゴマークを表示

ロゴマークの使用方法については、「板橋区CI MANUAL」に 準拠するため、詳細は上記マニュアルを確認すること。 また、板橋区CI MANUALが更新された場合は、その内容に従 うものとする。

2-4 言語表記等基準

# 2-4 言語表記等基準

# 2-4-1 多言語表記基準

#### 2 力国語表記

日本語と英語による2カ国語表記を基本とする。

### 4力国語表記

地域や施設の特性を踏まえ、外国人へ伝える必要性が高いものや重要な情報等については、日本語、英語、中国語(簡体字)、韓国語の4カ国語で表記することも可能とする。また、その他の言語についても、必要に応じて表記することとする。

ただし、この場合においても、視認性や可読性を考慮して表記言語数を決定し、標識以外の媒体により多言語対応を補うこととする。

#### ※4力国語表記例

本庁舎主要出入口における全館案内標識

# 2-4-2 日本語の表記

#### 表記基準

(表記の例)

原則として国文法、現代仮名遣いにより表記する。ただし、固有名詞においては例外とする。

表示面の繁雑化を防ぐために、明確に理解される範囲内で部分的に省略することを可能とする。

東京都立赤塚公園 →赤塚公園

アルファベットによる名称が慣用化されている場合はアルファベット表記することも可能とする。

JR浮間舟渡駅 JA東京あおば板橋支店

数字の表記は、原則として算用数字を用いる。

平成28年3月 板橋一丁目

ただし、固有名詞として用いる場合は、この 限りではない。また、〇丁目のように地名と して用いる場合は漢数字を使用する。

地名や歴史上の人名等、読みにくい漢字に はふりがなを付記することを可能とする。 ぁずきわ 小豆沢

紀年は、西暦により表記する。 必要に応じて日本年号も付記する。

2016年 (平成28年)

この項目は、「板橋区サイン多言語化基準書」に準拠する ため、詳細は基準書を確認すること。 また、板橋区サイン多言語化基準書が更新された場合は、 その内容に従うものとする。

2-4 言語表記等基準

#### 2-4-3 英語の表記

#### 表記基準

固有名詞は、原則としてローマ字により発 音どおりに表記する。

地名等について「東、西、南、北、上、中、下、新」等の接頭語が固有名詞の前につく場合、次に続く固有名詞の間に「-」(ハイフン)を入れることができるものとする。ただし、一体の固有名詞と考えられるものについては、「-」(ハイフン)で結ばないものとする。

なお、外国由来の原語部分は、ローマ字ではなく英語表記とする。

普通名詞は、原則として英語に訳して表記 する。

普通名詞部分を含む固有名詞は、原則として固有名詞部分をローマ字により発音どおりに表記し、普通名詞部分を英語訳で表記する。

ただし、普通名詞部分を切り離すと、それ 以外の部分だけでは意味をなさない場合や、 普通名詞部分を含めた全体が不可分の固有名 詞として広く認識されている場合には、全体 のローマ字表記の後に普通名詞部分を英語訳 で表記する。

ローマ字表記は、別表に示すへボン式を用いる。

# (表記の例)

板橋

→Itabashi 新板橋

→Shin-Itabashi

西台

→Nishidai

エコポリスセンター

→Ecopolis Center

駐車場

→Parking

板橋税務署

→Itabashi Tax Office

徳水亭

→Tokusuitei tea-ceremony room

この項目は、「板橋区サイン多言語化基準書」に準拠するため、詳細は基準書を確認すること。

また、板橋区サイン多言語化基準書が更新された場合は、その内容に従うものとする。

### (別表) ヘボン式ローマ字つづり方

	E	本語	音		ヘボン式ローマ字つづり						
あ	い	う	え	お	a	i	u	е	0		
か	き	<	け	2	ka	ki	ku	ke	ko		
さ	L	す	セ	そ	sa	shi	su	se	so		
た	ち	つ	て	٤	ta	chi	tsu	te	to		
な	に	ぬ	ね	の	na	ni	nu	ne	no		
は	ひ	<i>1</i> 5 <i>1</i>	^	ほ	ha	hi	fu	he	ho		
ま	み	む	め	ŧ	ma	mi	mu	me	mo		
ゃ	-	ゆ	_	ょ	ya	-	yu	-	yo		
5	Ŋ	る	れ	ろ	ra	ri	ru	re	ro		
わ	-	_	-	-	wa	-	-	-	-		
ん					n						
が	ぎ	<b>(</b> *	げ	ご	ga	gi	gu	ge	go		
ざ	じ	ず	ぜ	ぞ	za	ji	zu	ze	zo		
だ	ぢ	づ	で	ど	da	ji	zu	de	do		
ば	び	3,	べ	ぼ	ba	bi	bu	be	bo		
ぱ	Ω°	<i>ب</i> کر،	ペ	ぽ	ра	pi	pu	pe	ро		
きゃ		きゅ		きょ	kya		kyu		kyo		
しゃ		しゅ		しょ	sha		shu		sho		
ちゃ		ちゅ		ちょ	cha		chu		cho		
にや		にゅ		にょ	nya		nyu		nyo		
ひゃ		ひゅ		ひょ	hya		hyu		hyo		
みや		みゆ		みよ	mya		myu		myo		
りゃ		りゅ		りょ	rya		ryu		ryo		
ぎゃ		ぎゅ		ぎょ	gya		gyu		gyo		
じゃ		じゅ	6	じょ	ja		ju		jo		
ぢゃ		ぢゅ		ぢょ	ja		ju		jo		
びゃ		びゅ		びょ	bya		byu		byo		
ぴゃ		ぴゅ		ぴょ	руа		pyu		руо		

#### 備考)

#### 1 長音

長音は母音字の上に「-」(長音符号)をつけて表すことができる。なお、「^」「 h 」は基本的には用いない。 長音が大文字の場合は、母音字を並べることができる。

#### 2 はねる音

はねる音「ン」はnで表す。なお、m、b、pの前ではmを用いることができる。

#### 3 つまる音

つまる音は、次にくる最初の子音字を 重ねて表すが、次にchがつづく場合には cを重ねずにtを用いる。

# 4 大文字

文の書きはじめ並びに固有名詞は、語 頭を大文字で書く。なお、固有名詞以外 の名詞の語頭を大文字で書くこともでき る。

#### 5 ハイフン

はねる音を表すnと次にくる母音字またはyとを切り離す必要がある場合は、nの次に「-」(ハイフン)を入れる。意味のかたまりや発音のしやすさ等の観点から、複数の名詞等で構成される固有名詞やoが重なる場合等は、その間に「-」(ハイフン)を入れることができる。

#### 6 その他

特殊音の書き表し方は自由とする。

この項目は、「板橋区サイン多言語化基準書」に準拠するた

め、詳細は基準書を確認すること。

また、板橋区サイン多言語化基準書が更新された場合は、その内容に従うものとする。

2-4 言語表記等基準

# 2-4-4 中国語の表記

#### 表記基準

中国語は、簡体字を使用する。

固有名詞は、漢字を中国語漢字に変換して 表記する。

外国由来のカタカナ表記について、施設名等の中国語訳が一般化しているものについては中国語訳し、中国語訳が一般化しておらず、アルファベットによる表記が可能なものについてはアルファベットで表記し、中国語による説明的な語句を括弧で括って表記する。

普通名詞は、中国語に訳して表記する。

普通名詞部分を含む固有名詞は、固有名詞部分は一般的な固有名詞の表記方法により表記し、普通名詞部分は中国語に訳して表記する。

日本語漢字表記と全く同じ、又はほとんど 同じ場合で日本語を表記する場合は、中国語 表記を省略する。

# (表記の例)

板橋区

→板桥区

エコポリスセンター

→Ecopolis Center (环境保护活动中心)

駐車場

→停车场

板橋税務署

→板桥税务署

この項目は、「板橋区サイン多言語化基準書」に準拠するため、詳細は基準書を確認すること。

また、板橋区サイン多言語化基準書が更新された場合は、その内容に従うものとする。

# 2-4-5 韓国語の表記

#### 表記基準

固有名詞は、原則として日本語の発音をハングルで表音表記する。

日本由来の普通名詞は、原則として韓国語に訳して表記する。

外国由来の普通名詞は、原則として原語を ハングルで表音表記する。

普通名詞部分を含む固有名詞は、固有名詞部分をハングルで表音表記し、普通名詞部分を半角スペース空けて韓国語に訳して表記する。

# (表記の例)

板橋区

→이타바시구

郵便局

→우체국

エスカレーター →에스컬레이터

板橋税務署

→이타바시 세무서

# 2-4-6 ピクトグラム表記基準

#### ピクトグラムの活用

「言語より直感的な情報伝達」

ピクトグラムは、言語に比べ多くの人が理解しやすい視覚情報サインである。近年の国際化の進展やユニバーサルデザイン推進の観点から、標準化、統一化が進められてきた。

サインを見る人の言語理解の程度に関わらず、直感的な情報伝達が可能であるため、広く普及していて十分に理解されると考えられるピクトグラムについては、積極的に活用する。

# 使用ピクトグラム

「標準案内用図記号」

原則として、使用するピクトグラムは、標準案内用図記号(一部がJIS規格化 JIS Z8210)とする。その他のピクトグラムについては、必要に応じて、「国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針(東京都)」で示されているピクトグラムを活用する。

また、板橋区独自のピクトグラムを使用する必要が生じた場合は、施設特性や他自治体における表記状況等を考慮したうえで、標準 案内用図記号のデザインを踏まえて検討する。

この項目は、「板橋区サイン多言語化基準書」に準拠するため、詳細は基準書を確認すること。

また、板橋区サイン多言語化基準書が更新された場合は、その内容に従うものとする。

標準案内用図記号については、5章 資料編にてピクトグラム一覧を掲載。